



臨床法学演習
第 3 次募集要項
(延期分)



【目次】

1. 募集について	1 頁
2. 募集に関する注意事項	2 頁
3. 選考方法	3 頁
4. ゼミ内容	4 頁
➤ 四宮 啓 先生	4 頁
➤ 中川 徹也 先生	5 頁
➤ 村 和男 先生	6 頁
➤ 森田 聡 先生	7 頁

1. 募集について

【募集スケジュール】

第 1 次 募 集
終了しました。

第 2 次 募 集
終了しました。

第 3 次 募 集（延期分）	
応 募 期 間	4月27日（月）12時 ～ 4月30日（木）12時50分
選 考 期 間	5月1日（金） ～ 5月3日（日）
合 否 発 表	5月4日（月）20時予定(K-SMAPY IIにて)

【応募方法】

K-SMAPY II より

※ログイン後、上部バナー「アンケート」より応募してください。

[【目次に戻る】](#)

2. 募集に関する注意事項

※「臨床学演習」については、通常の「演習」（法律専攻）・「応用演習」（法律専門職専攻）と併せて履修することが可能です。

また、「臨床法学演習」は、通年科目ではなく半期科目になります。

- (ア) 必ず募集期間に応募してください。応募期間外の応募は認められません。
- (イ) K-SMAPY II からの応募がなく、面接を受ける、または課題の提出だけをしている場合、応募は受け付けられません。
- (ウ) 担当教員によって選考方法（面接・レポート・テストなど）は異なりますので、「選考方法」で必ず内容を確認の上、応募するようにして下さい。
- (エ) 提出期限を超えたりレポートの提出は認められませんし、面接時間への遅刻・面接の欠席に関する取り次ぎはいたしません。
- (オ) 「臨床法学演習」は、題目・テーマが異なれば同一年度に4単位（2科目）まで履修することができますが、各半期において履修できるのは、2単位（1科目）までとなります。
- (カ) 選考に合格後、他の教員への変更・科目取り消しはできません。

[【目次に戻る】](#)

3. 選考方法

希望する教員の選考方法を確認してください。

例年、レポートの提出期限や面接日時を間違えているケースがありますので、ご注意ください。

教員名	募集対象	選考方法	提出方法・レポート締切日時		レポート内容	備考
			面接日時		面接教室	
四宮 啓	・3年生 ・4年生 ・編入学生 ・転部、転科、 転専攻生	レポート	提出方法	メール送付 UDG36010 @nifty.com	臨床法学演習「模擬裁判で学ぶ刑事訴訟」の履修を希望する理由	(書式) A4横書き(冒頭に学籍番号と氏名を明記) (字数) 500字程度 (多くても少なくてもよい)
			締切日時	4月30日(木) 12時50分まで		
中川 徹也	・3年生 ・4年生 ・編入学生 ・転部、転科、 転専攻生	レポート	提出方法	メール送付 nakagawa @kokugakuin.ac.jp	応募理由	(書式) 自由 (字数) 400字程度
			締切日時	4月30日(木) 15時まで		
村 和男	・3年生 ・4年生	レポート	提出方法	メール送付 murakazu @mbe.nifty.com	最近関心を持った民事事件について	(書式) A4 (字数) 1,000字
			締切日時	4月30日(木) 12時50分まで		
森田 聡	・3年生 ・4年生 ・編入学生 ・転部、転科、 転専攻生	レポート	提出方法	K-SMAPYII 応募画面より	①自己紹介 ②本演習を志望する理由 ③本演習に望むこと ④その他自己アピールなど	(書式) 自由 (字数) 600~1,000字程度
			締切日時	4月30日(木) 12時50分まで		

※上記の学年は2020年4月1日時点のものです。

[【目次に戻る】](#)

4. ゼミ内容

[【目次に戻る】](#)

教員名	四宮 啓
科目名	臨床法学演習(模擬裁判で知る刑事訴訟)
演習テーマ	模擬捜査・模擬裁判で知る刑事訴訟
演習内容	<p>平成21年5月に裁判員制度が導入されてから、10年が経過しようとしている。今や誰もが司法手続に実際に参加し得る社会となった。</p> <p>ある犯罪が発生し、捜査が開始され、その捜査で得た証拠に基づき裁判となる時、その手続は、真実の発見と、個人の基本的人権の保障とが衝突する場面の連続である。刑事訴訟法その他の関係法令は、これら二つの理念を調整するため、捜査から公判(裁判)まで、刑事手続全体に対して厳格な規定を設けている。</p> <p>本演習は、前半の【捜査】と後半の【公判(裁判)】から構成され、全体を通して一つの具体的な事件を取り扱う。</p> <p>捜査機関(警察・検察)として、弁護人として、あるいは裁判官として実演してもらうことで、法の各条文の定める手続規定が現実の刑事手続でどのように生きているのか、またそのような手続規定の下で真実の発見と個人の基本的人権の保障とをどう調整し、正義を実現していくべきかを学ぶ。</p> <p>加えて、特に【公判(裁判)】においては、検察官として、あるいは弁護人として、法が定める手続の下で、それぞれの主張を立証し、裁判所に認めてもらうためにはどのように主張・立証を行うべきか、法廷戦略・法廷技術の初歩も学ぶ。裁判を離れた、プレゼンテーションの技術の一環としても応用の利くものである。</p>
教科書	六法<必須>
参考文献	椎橋隆幸編著『よくわかる刑事訴訟法(第2版)』(ミネルヴァ書房)
応募条件	できれば刑事訴訟法関係の講義を事前に履修していることが望ましい。
備考	

[【目次に戻る】](#)

<p>教員名</p>	<p>中川 徹也</p>
<p>科目名</p>	<p>臨床法学演習(民事法律相談の実際)</p>
<p>演習テーマ</p>	<p>民事法律相談の実際 (要件事実入門)</p>
<p>演習内容</p>	<p>民事紛争について相談を受けた弁護士は、相談者から、相手方に対してどのような請求をしたいのか(しているのか)、あるいは、相手方からどのような請求を受けそうなのか(受けているのか)を確認します。そして、相手方に対する請求、あるいは、相手方からの請求についての見通しを検討します。見通しの検討とは、その請求が裁判(つまり民事訴訟)で争われることになったら、勝つことができるのかの検討になります。</p> <p>サッカーであれば、相手ゴールにボールを入れた得点が多いかどうかで勝敗が決まりますし、将棋であれば、王将を取るか取られるかで勝敗が決まります。</p> <p>それでは、民事訴訟では、どのようにして勝敗が決まるのでしょうか。</p> <p>それがわからなければ見通しの検討もできません。</p> <p>民事訴訟で勝敗を決する判断の構造について、要件事実論と呼ばれる議論があります。この議論は、弁護士や裁判官がとる基礎的な考え方であって、実際の民事訴訟の場面でもとられている考え方です。</p> <p>この演習では、具体的な設例を題材とし、自由な発想で議論していくことを通して、民事紛争に関与する法律実務家がとる基礎的な考え方である要件事実論について基本的な理解を図り、民事訴訟ではどのようにして勝敗を決するのか、その判断の構造を理解するということを目標としています。</p> <p>演習で得られたものが民法や民事訴訟法の学習に役立つことを期待しています。</p> <p>選考レポート：応募者は、簡単でよいので、応募理由を400字程度のレポートにして、メール送付(nakagawa@kokugakuin.ac.jp)してください。</p>
<p>教科書</p>	<p>適宜紹介します。</p>
<p>参考文献</p>	<p>適宜紹介します。</p>
<p>応募条件</p>	
<p>備考</p>	

[【目次に戻る】](#)

教員名	村 和男
科目名	臨床法学演習(リーガル・ライティング)
演習テーマ	リーガル・ライティング
演習内容	<p>学生である貴方は、アパートを借りていたが大学までは遠いので、大家さんの了解をえて契約を終了してもらい、引っ越した。ところが大家さんから「部屋がとても傷んでいたの、リニューアルした。かかった費用 30 万円をすぐに支払ってほしい。」という内容証明郵便が届いた。</p> <p>引っ越し代、新しいアパートの権利金・敷金も支払った後であり、アルバイトをしながら大学で学んでいる貴方にはとてもそのお金はない。</p> <p>この講義では、上に述べたような実際に起こりうる民事事件を素材に、その解決のために必要な法律・判例・文献を的確に探し出し(リーガル・リサーチ)、その情報をもとに事案の解決のために有用な法文書を作成します(リーガル・ライティング)。講義期間中に7～8の事例について、自ら調べ、自ら書く、そして発表してもらいます。学生諸君の各レポートの優れた点に学びつつ、理解を深めて行きたいと思います。</p>
教科書	指定する教科書はありません。各自が使用している民法の基本書を参考にして下さい。
参考文献	講義の都度、配布します。
応募条件	
備考	

[【目次に戻る】](#)

教員名	森田 聡
科目名	臨床法学演習(暮らしの中の法律実務実践編)
演習テーマ	暮らしの中の法律実務実践編
演習内容	<p>皆さんが普段の暮らしを営む中で、様々な問題に遭遇することがあります。そうした問題に関し、法的にはどのような対応や解決がなされるのかを考えていきます。一つのテーマに数コマの時間を掛け、皆さんには法律実務家（弁護士）の立場に立ってもらった上で、相談内容の聞き取り、聞き取った内容に対する法律の適用、解決方策の導き出し、という流れで問題の解決を議論していきます。</p> <p>皆さんが、今後法律の事をあまり知らない友人等から身近な法律問題に関する相談を受けた際にある程度の意見を述べられるような、基本的な素養を身につけてもらうのが到達目標です。</p> <p>授業では、頻繁に発言を求められます。ただし、意見の正誤は問いません（そもそも意見に正誤はありません。）。世の中にある様々な価値観を調整するのが法の役割だと考えるからです。</p> <p>成績評価は平常点限りで行います（状況によっては加点のためレポート課題を出すこともあります）</p>
教科書	特に指定はありませんが、お手持ちの基本法（憲法、民法、刑法、商法（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法など）の教科書を参照してもらうことはあります。
参考文献	授業時には六法を持参してください。
応募条件	特にありません。
備考	